

第5期北海道障がい福祉計画（医療的ケア児支援部分を抜粋）	基本的指針の見直しによる第6期計画の変更	
	素案たたき台	考え方
<p>【第4 計画推進のための具体的な取組】</p> <p>7 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援 (2) 医療を必要とする在宅の重度障がい児者への支援</p>		
<p>【推進の視点】</p> <p>・重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、関係機関が連携を図り、子どもから大人まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域の支援体制の構築が必要です。</p> <p>・障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、育成医療をはじめとする自立支援医療等の適切な提供が必要です。</p>	<p>・重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活するためには、<u>身近な地域で心身の状況に応じた支援を受けることが重要であり、支援を行うに当たって、その人数や受けているサービス等の現状を把握するとともに関係機関が連携を図り、子どもから大人まで切れ目の無い一貫した支援を提供する地域の支援体制の構築が必要です。</u></p> <p>・（同左）</p>	<p>・国の基本的指針で見直しのあった趣旨を追加</p>
<p>【推進施策】</p> <p>●支援体制の充実</p> <p>・広域分散の地域特性を有する本道において、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人への支援の推進を図るため、道、圏域、市町村において、関係者の協議の場の設置を進めるほか、関係機関や「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」等との<u>連携促進を図ります。</u></p> <p>・地域の医療機関、障害福祉サービス事業所等や市町村と連携し、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など、地域生活を支援する体制の充実に努めるとともに、できるだけ身近な地域において必要なサービスが受けられるよう、短期入所等のサービス提供を行う事業所の増加に向けた取組を進めます。</p> <p>・直接的なサービス提供の担い手となる看護師等従事者の育成、確保を図るため、地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、重症心身障がいのある人への支援方法等に関する研修や、適切な医療的ケアを行うために必要な知識、技術などに関する研修を関係団体等と連携し実施します。</p> <p>・障害福祉サービス事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等の計画的な養成を図ります。</p> <p>・重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人の受入を行う地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等を把握し、ホームページ等により情報提供を行うほか、地域において関連分野の支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターの<u>配置を進め、障がいのある人本人及びその家族が円滑に必要な支援を受けられるよう環境を整備します。</u></p> <p>・重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人の家庭等を訪問し、必要な支援を行うほか、市町村において実施が困難な専門的支援なども含め、重層的な支援体制の整備を図ります。</p> <p>●自立支援医療等の提供</p> <p>・障がいのある人が、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療である自立支援医療を適切に受けられるよう、道、市町村及び医療機関が連携し、制度の周知や利用者の支援に努めます。</p> <p>・重度心身障がいのある人の健康保持と福祉の増進を図るため、市町村が実施する医療給付事業に対し、北海道医療給付事業による支援を行います。</p>	<p>・広域分散の地域特性を有する本道において、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人への支援の推進を図るため、道、圏域、市町村において、関係者の協議の場の設置を進めるほか、関係機関や「特別支援学校における医療的ケア連絡協議会」等との<u>連携促進を図り、その支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう努めます。</u></p> <p>・（同左）</p> <p>・（同左）</p> <p>・（同左）</p> <p>・重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の重度の障がいのある人の受入を行う地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等を把握し、ホームページ等により情報提供を行うほか、地域において関連分野の支援の調整を行う医療的ケア児等コーディネーターが<u>医療的ケア児等の所在する市町村に配置できるよう人材の育成を行い、障がいのある人本人及びその家族が円滑に必要な支援を受けられる環境を整備します。</u> <u>また、その人材育成に当たっては、コーディネーターに求められる役割等に沿って研修することとします。</u></p> <p>・（同左）</p> <p>・（同左）</p> <p>・（同左）</p>	<p>・「推進の視点」に対応するために文言の整理。</p> <p>・国の基本的指針で見直しのあった趣旨を追加するとともに文言の整理</p>
(3) 難病等である人への支援		
<p>【推進の視点】</p> <p>・障害者総合支援法の対象とされた、難病等である人に対する地域の支援体制づくりが必要です。</p> <p>・平成30年4月から、対象となる疾病が<u>359疾病に拡大されるため</u>、これらの疾病をもった方々が円滑に制度を利用できるよう周知に努める必要があります。</p>	<p>・（同左）</p> <p>・平成元年7月から、対象となる疾病が<u>361疾病に拡大されたため</u>、これらの疾病をもった方々が円滑に制度を利用できるよう周知に努める必要があります。</p>	<p>・時点修正による文言の整理</p>
<p>【推進施策】</p> <p>・体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実を図ります。</p> <p>・障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関等との連携による就業及び生活支援を推進します。</p> <p>・北海道難病センター、市町村及び関係団体と連携して、新たに障害者総合的支援法の対象とされた疾病をもった方を含め、難病等である人への制度の普及や必要な情報の提供を図るとともに、ニーズに応じた障害福祉サービス等の活用を促します。また、医療機関に対し、制度対象となることなどについて周知するとともに、障害福祉サービス事業所に対しては、疾病の特徴などの周知を図り、難病等である人を受入の対象とするよう求めるなど、難病等である人が円滑にサービス利用できるように努めます。</p>	<p>・（同左）</p> <p>・（同左）</p> <p>・（同左）</p>	

第5期北海道障がい福祉計画（医療的ケア児支援部分を抜粋）	基本的指針の見直し等による第6期計画の変更																									
	素案たたき台	考え方																								
<p>【第6 平成32年度の成果目標】</p> <p>6 障がい児支援の提供体制の整備目標</p>	<p>【第6 令和5年度の成果目標】</p>																									
<p>医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、21の障がい保健福祉圏域及び医療的ケア児が在住する市町村において設置することを<u>基本とする</u>。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道</td> <td>1か所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>圏域</td> <td>21か所</td> <td>障がい保健福祉圏域単位で設置</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>118か所</u></td> <td>医療的ケア児が存在する市町村（平成28年4月時点）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	備考	道	1か所		圏域	21か所	障がい保健福祉圏域単位で設置	市町村	<u>118か所</u>	医療的ケア児が存在する市町村（平成28年4月時点）	<p>医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場については、21の障がい保健福祉圏域及び医療的ケア児が在住する市町村において設置することを<u>基本とします</u>。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td><u>—</u> <u>か所</u></td> <td>医療的ケア児が存在する市町村（令和元年 月時点）</td> </tr> </tbody> </table>	項目	数値	備考	(同左)			(同左)			市町村	<u>—</u> <u>か所</u>	医療的ケア児が存在する市町村（令和元年 月時点）	<p>・文言の整理</p> <p>・時点の修正（調査中）</p>
項目	数値	備考																								
道	1か所																									
圏域	21か所	障がい保健福祉圏域単位で設置																								
市町村	<u>118か所</u>	医療的ケア児が存在する市町村（平成28年4月時点）																								
項目	数値	備考																								
(同左)																										
(同左)																										
市町村	<u>—</u> <u>か所</u>	医療的ケア児が存在する市町村（令和元年 月時点）																								